

公益施設

大網白里市都市整備課
令和4年4月1日

都市計画法 第34条第1号（前段部分）

主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

都市計画法施行令 第29条の5

法第34条第1号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める公益上必要な建築物は、第21条第26号イからハまでに掲げる建築物とする。

都市計画法施行令 第21条第26号

- イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物
- ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物。
- ハ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設である建築物

主として開発区域の周辺に居住している方が利用する公益上必要な学校施設、社会福祉施設、医療施設及び児童福祉施設の建築を目的とする開発行為が該当します。なお、立地場所の妥当性及び施設規模については、関係部局との調整が図られたものとします。

立地基準

●学校施設

学校教育法第1条に規定する学校の用に供する施設であるもののうち、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（主に通学する施設）とします。

なお、特別支援学校の「主に通学する施設」とは、通学が主体の施設であって補助的に滞在できる部屋等を併設するものを含むものとします。

× 高等学校、専門学校、大学

●社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設である建築物のうち、次に掲げるものとします。

- ① 主として通所系施設であるもの
（通所が主体の施設であって、補助的に入所施設を併設するものを含む）
- ② 入所系施設のうち、老人福祉施設（老人福祉法第5条の3）で入所定員29人以下であるもの（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、その他これらに類する施設）

※以下の施設は、本号ではなく法第34条第14号（千葉県開発審査会案件）となります。

- ・②の入所系施設のうち、入所定員30名以上のもの
- ・入所系施設のうち、老人福祉施設に該当しないもの（有料老人ホーム等）
- ・社会福祉事業の用に供する施設で、主として入所系施設であるもの
（障害者支援施設、母子生活支援施設、児童養護施設、その他これらに類する施設）

●医療施設

医療法第1条の5及び第2条に規定する医療施設の用に供する施設である建築物のうち、診療所、助産所とします。

× 病院（病床数20以上のもの）

●児童福祉施設

児童福祉法による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業者内保育事業とします。